

第6 地域生活支援事業

1 市町村必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

実施する事業の内容

理解促進研修・啓発事業とは、障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

本市では、障がい者週間に合わせた啓発イベントや広報、発達障がい等の各種啓発週間に合わせた広報や市立図書館での特設図書コーナーの設置、ヘルプカード等の周知を行っています。また、聴覚障がい者への理解とコミュニケーション手法を学ぶため「市職員を対象とした手話教室」も行っています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

上記の取組みについて内容の見直し等を行いながら継続します。

表 26 理解促進研修・啓発事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
延参加者数	2177人	2534人	678人	1800人	1800人	1800人

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

現状でも依頼に応じて市民を対象とした研修会等は実施していますが、今後は研修の内容や媒体等の検討に取り組みながら、計画的な研修会の実施等についても検討していきます。

(2) 自発的活動支援事業

実施する事業の内容

自発的活動支援事業とは、障がい者、その家族、住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

本市では、障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援するピアサポート活動支援を身体障害者福祉協議会及びダウン症児を育てる家族の会「サニー」に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

上記の取組みについて継続しながら、障がい者等を支援するボランティア活動や新たな当事者及び家族による自発的な活動の二ーズ把握に努め、その活動を支援します。

表 27 自発的活動支援事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
受託団体数	3団体	2団体	2団体	2団体	3団体	3団体

各事業の見込量の確保のための方策

地域障がい相談支援センター等と連携し、既存の団体や新たな団体など、障がいのある人等の自発的活動の二ーズ把握に努めます。

(3) 相談支援事業

実施する事業の内容

相談支援事業とは、障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する事業です。

本市では、市内4事業所（地域障がい相談支援センター）に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

中立・公平に業務を遂行するため公募を行った上で、4事業所への委託を継続します。

表 28 相談支援事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実相談者数	237人	361人	76人	400人	400人	400人
延相談件数	1341件	1378件	379件	1500件	1500件	1500件

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

地域障がい相談支援センターは、相談支援事業と合わせて基幹相談支援センターの機能を併せもつ機関です。センターの周知の効果もあり各種相談がセンターに寄せられるようになり、地域の総合相談窓口として機能し始めています。相談支援事業と基幹相談支援センターの双方の機能が十分果たせるようにセンターの体制についても検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

実施する事業の内容

成年後見制度利用支援事業とは、障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部を補助する事業です。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

表 29 成年後見制度利用支援事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
申立申請件数	1件	2件	0件	3件	3件	3件
報酬助成件数	1件	2件	0件	3件	3件	3件

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

成年後見制度の中核機関である「あまくさ成年後見センター」を中心に、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

実施する事業の内容

成年後見制度法人後見支援事業とは、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

本市では、成年後見制度の中核機関である「あまくさ成年後見センター」に委託して実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

あまくさ成年後見センターへの委託を継続します。

表 30 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
体制整備等研修	1回	3回	0回	1回	1回	1回

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

成年後見制度の中核機関であるあまくさ成年後見センターを中心に、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

実施する事業の内容

意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行う事業です。

本市では、一般社団法人熊本県ろう者福祉協会に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

一般社団法人熊本県ろう者福祉協会への委託を継続します。

表 31 意思疎通支援事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	8人	11人	6人	10人	15人	20人
延利用回数	77回	66回	22回	160回	170回	180回

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

令和3～4年度は、コロナ禍により外出機会が減少したために利用件数が減少したと推測されます。聴覚障がい者への本制度（遠隔手話通訳サービスを含む）の周知について委託先と連携のもと取り組んでいきます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

実施する事業の内容

手話奉仕員養成研修事業とは、聴覚障がい者との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

本市では、一般社団法人熊本県ろう者福祉協会に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

一般社団法人熊本県ろう者福祉協会への委託を継続します。

表 32 手話奉仕員養成研修事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
養成者数	12人	8人	11人	10人	10人	10人

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は6月時点の受講者数。

各事業の見込量の確保のための方策

理解促進研修・啓発事業で実施する手話教室で、手話への関心を高めるとともに、継続的な学習の場として本研修を紹介していきます。委託先と連携のもと、本研修の周知に取り組んでいきます。

(8) 日常生活用具給付等事業

実施する事業の内容

日常生活用具給付等事業とは、重度の障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行う事業です。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

表 33 日常生活用具給付事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	204人	235人	164人	250人	250人	250人
延利用者数	607人	678人	261人	700人	700人	700人
給付決定件数	1885件	2009件	648件	2400件	2400件	2400件

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

ガイドブック等を通じた本制度の周知を継続するとともに、地域障がい相談支援センターと医療機関との連携会議の中で本制度について改めて周知を行います。

(9) 移動支援事業

実施する事業の内容

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行う事業です。

本市では市内8事業所及び市外3事業所に委託し実施しています。通学支援も行っています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

現行の市内8事業所及び市外3事業所への委託を継続します。

表 34 移動支援事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	100人	90人	72人	100人	100人	100人
延利用回数	16643回	13667回	3206回	16000回	16000回	16000回

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

障がい者の社会参加を実現していく上で、本市では障がい者の移動が大きな課題です。自立支援協議会において障がい者の移動に関するニーズ把握に取り組みます。その上で必要な対策を検討していきます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

実施する事業の内容

地域活動支援センターとは、障がい者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う場です。本事業は、地域活動支援センターの機能を強化するための事業です。

本市では、2事業所に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

現行の2事業所への委託を継続します。

表 35 地域活動支援センター事業の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	61人	57人	35人	50人	50人	50人
延利用者数	5652人	4700人	782人	4000人	4000人	4000人

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

障がい福祉サービスが充実してきた中で、地域活動支援センターの役割について再考しながら必要な体制整備を進めていきます。

2 市町村任意事業

(1) 訪問入浴サービス

実施する事業の内容

訪問入浴サービスとは、介護職員等が居宅に浴槽を持参して行う入浴サービスです。

本市では、1事業所に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

現行の1事業所への委託を継続します。

表 36 訪問入浴サービスの見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	2人	2人	1人	1人	1人	1人
延利用回数	141回	46回	13回	50回	50回	50回

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

利用者数は表 36 のとおり非常に少ないのが現状です。本事業は在宅の重度障がい者を主な対象とするサービスです。近年重度訪問介護の利用者数が増加するなど、重度障がい者が在宅で暮らすことを選択できるケースが増加しています。また、一方で生活介護等の障がい福祉サービスを利用し入浴支援を受けるケースも多いのが現状です。重度障がい者等のニーズを把握しながら事業の継続の有無について検討していきます。

(2) 日中一時支援

実施する事業の内容

日中一時支援とは、障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい福祉サービス事業所や障がい者支援施設等において、障がい者等の日中における活動の場を確保する事業です。

本市では市内9事業所に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

現行の9事業所への委託を継続します。

表 37 日中一時支援の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	57人	43人	44人	60人	60人	60人
延利用回数	2607回	2365回	631回	2500回	2500回	2500回

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

障がい児の預かりの場が不足しているとの声があります。障がい児等の日中の居場所に関するニーズ把握を行いながら必要な体制整備に努めていきます。

(3) 地域移行のための安心生活支援

実施する事業の内容

地域移行のための安心生活支援とは、障がい者が地域で安心して暮らしていけるように、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備し、障がいがあっても自らが選んだ地域で暮らしていけるよう支援する事業です。

本市では、緊急一時的な宿泊や地域でのひとり暮らしに向けた体験的宿泊を提供するため居室確保事業を2事業所に委託し実施しています。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

現行の2事業所への委託を継続します。

表 38 地域移行のための安心生活支援の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	13人	5人	2人	10人	10人	10人
延利用回数	257回	114回	3回	200回	200回	200回

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

本事業は、地域移行を進めていく上では重要な事業です。地域移行の推進と合わせて、本事業に関するニーズを把握し、必要な体制整備に努めていきます。

(4) 自動車運転免許取得・改造助成

実施する事業の内容

自動車運転免許取得・改造助成とは、障がい者に対して、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

表 39 自動車運転免許取得・改造助成の見込量

	第6期実績			第7期見込		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
免許取得助成	4人	3人	0人	3人	3人	3人
改造助成	2人	0人	1人	2人	2人	2人

注) 数値は、各年度1年間分。令和5年度は4-6月分。

各事業の見込量の確保のための方策

令和5年度から天草支援学校の生徒及び保護者を対象に、卒業後を見据え、利用できる障がい福祉制度の説明会を学校と連携し開催しています。本説明会を継続し、就職等で社会に出ていく学生に対して積極的な周知を図っていきます。